

フロン等対策推進調査費

247百万円（115百万円）

地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室

1. 事業の必要性・概要

冷凍空調機器の冷媒用途を中心に、高い温室効果を持つフロン類（HFC）の排出量が急増しているため、平成25年通常国会において、フロン類の製造から回収・再生・破壊に至るまでのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を行うこととして、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の改正がなされ、2年以内に施行するとされた。このため、同法の円滑な施行が必要である。併せて、途上国におけるフロン等対策の支援、オゾン層の状況の監視等を引き続き行うことにより、オゾン層保護及び地球温暖化防止を図る。

2. 事業計画（業務内容）

（1）脱フロン社会構築推進費

フロン類破壊業者等への立入検査に係る経費のほか、改正法施行に向けて、冷凍空調機器ユーザー等の規制対象者に対する説明会の開催、フロン類の漏えい量の算定・報告・公表制度の構築に向けたシステム開発、地方公共団体向けの行政指導マニュアルの作成及びその研修、その他法施行に係る調査検討を行う。

（2）途上国におけるフロン等対策支援事業費

アジア等の途上国における冷媒フロン等処理対策の支援及びオゾン層破壊物質転換の支援を行う。

（3）オゾン層及びフロン類等状況評価検討費

フロン類等の大気中濃度の調査を行うとともに、オゾン層破壊状況等について評価・公表を行う。

（4）フロン類の生産抑制及び排出抑制に向けた経済的手法の検討

フロン税等の経済的手法について、様々な課題を総合的に勘案しつつ、具体化に向けた検討を行う。

3. 施策の効果

脱フロン社会・低炭素社会の構築を推進することにより、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止を図る。

フロン等対策推進調査費

フロン類等対策の流れ

オゾン層破壊物質

CFC、HCFC

オゾン層破壊効果 **有り**
地球温暖化効果 **有り**



代替フロン等

HFC

オゾン層破壊効果 **無し**
地球温暖化効果 **有り**



ノンフロン等

炭化水素、アンモニア等
オゾン層破壊効果 **無し**
地球温暖化効果 **僅少**

モントリオール議定書

オゾン層保護の観点から
生産規制等

京都議定書

地球温暖化防止の観点から
温室効果ガスとして削減等

脱フロン社会・
低炭素社会の推進

平成25年6月に改正されたフロン類法の円滑な施行(排出抑制対策の徹底)

- ・フロン類破壊業者等への立入検査
- ・規制対象者に対する説明会の開催などによる法遵守の徹底
- ・フロン類の漏えい量の算定・報告・公表制度の基盤整備
- ・地方公共団体向けの行政指導マニュアルの作成及びその研修 等

オゾン層保護法に基づく

- ・フロン類等の濃度状況監視調査
- ・オゾン層破壊状況等の評価・公表

- ・フロン類の生産抑制・排出抑制に向けた経済的手法の検討
- ・京都議定書の新規対象物質(NF3)に係る排出抑制対策の検討

途上国における

- ・冷媒フロン等処理対策の支援
- ・オゾン層破壊物質転換の支援

ノンフロン製品の普及加速化
(省エネ型のノンフロン製品について
エネルギー対策特別会計で措置)

26年度要求額 247百万円(115百万円)
支出予定先:民間団体等